

平成30年4月20日

保護者の皆様  
地域の皆様

横浜市立桜岡小学校  
校長 高島 典子

## エアガン等（その他がん具を含む）の使用による危険行為の禁止について

新緑の候、日頃より桜岡小学校の教育活動へのご理解、ご協力いただきましてありがとうございます。新学年が始まり、はや3週間がたちました。子どもたちは、新しい環境に慣れ始め元気に学校生活を送っています。

昨年度3月下旬の放課後や春休み中に、本校の児童がエアガン（BB弾）で「友達を狙って打っている」「撃つぞ」などと脅しに使っている』などの危険な行為が行われていたことがわかりました。情報があがった該当学年につきましては、学年集会等で指導しております。学校としては、エアガンという武器を使った暴力行為であることを重大事案として捉え、全学年児童に指導すると共に、保護者、地域の方々とも共有したいと思っています。がん具といえども間違った使い方での暴力行為は許されないものであり、エアガンを使うことも大変危険です。

また、子どもたちは、学校から地域へ帰っていきます。放課後は、校庭や地域の公園で遊びます。放課後の遊び方においては、学校はもちろん、保護者や地域の方に見守っていただきながら子ども達が健やかに成長していくことを願っております。是非ご理解の上、ご協力をよろしくお願い致します。

下記に警察関係者であるスクールサポーターの方の話を紹介させていただきます。

### <スクールサポーター（警察関係者）の話>

エアガンで人や動物を打つと、大人であれば「暴力行為」の罪で逮捕されます。また、傷を負わせてしまうと「傷害罪」になり、さらに重い刑になります。建物や車を傷つけても罪になります。もちろん、小学生であっても非行事案として、児童相談所へ書類送致される場合があります。

人に危害を加えることは決して許されることではありません。暴力行為は、相手はもちろん自分も家族も傷つきます。絶対にしてはいけません。

\*スクールサポーターとは

警察署と学校・地域のパイプ役として、少年の非行防止や児童等の安全確保対策に従事する警察署の再雇用職員または専門知識を有する人材